

2021 年 9 月 24 日

各 位

株式会社 紀陽銀行

ファームバンキングサービスの取扱終了および紀陽マルチバンキングの取扱開始について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行は、NTT 西日本・東日本社が INS（ISDN）回線の提供を 2024 年 1 月に終了することに伴い、同回線を利用する「ファームバンキングサービス」および「ホスト接続サービス」を下記のとおり終了いたします。また、代替サービスとして従来の「紀陽インターネット FB」のほか、[既にご案内済の「AnserDATAPORT」](#)に加え、新たに「紀陽マルチバンキング」の取扱開始についてお知らせいたします。

ご利用中のお客さまには、長らくのご愛顧に感謝いたしますとともに、代替サービスへの早期切替をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. ファームバンキングサービスの取扱終了について

【新規受付終了】 2021 年 9 月 30 日（木） 【サービス取扱終了】 2023 年 6 月 30 日（金）

2. 紀陽マルチバンキングの取扱開始について 取扱開始日：2021 年 10 月 1 日（金）

本サービスは、NTT データ社が提供する VALUX^{※1}に対応した各種照会・取引が可能な EB サービスです。

（1）サービス名および取扱内容について（ご利用には専用ソフトが必要です）

サービス名	対応する VALUX ^{※1} 形式	利用可能なサービス	
		資金移動サービス	データ伝送サービス
紀陽マルチバンキング（SPC）	ANSER-SPC（VALUX）	○（照会、振込・振替等）	—
紀陽マルチバンキング（HT） ^{※2}	ANSER-HT（VALUX）	○（照会、振込・振替等）	—
紀陽マルチバンキング（伝送）	全銀ファイル伝送（VALUX）	—	○（繰振・給振、口振等）

※1 VALUX とは、お客さまの PC にインストールされた電子証明書により、インターネットで端末の認証・特定を行い、当該情報を金融機関に通知する端末認証サービスです。詳細は VALUX ホームページ（<https://www.valux.ne.jp/>）をご覧ください。

※2 従来のホームバンキング（VALUX-HT）は、その名称を「紀陽マルチバンキング（HT）」に変更いたします。

（2）関連する利用規定の改定について 改定日：2021 年 10 月 1 日（金）

サービス新設等に伴い、別紙 1～別紙 6 のとおり各種規定を改定します。

3. 代替サービスへの切替について

現在ファームバンキングサービスをご利用のお客さまは、早期に代替サービスへの切替をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。サービスの詳細は、当行へお問い合わせください。

（ご参考）代替サービス

代替サービス	内容
紀陽インターネット FB	インターネット接続 PC のみで取組可能。（専用ソフト不要）メニューが最も多い。
紀陽マルチバンキング	1 度のログイン操作で VALUX を導入している複数金融機関の口座のお取引が可能。
AnserDATAPORT	専用通信回線を利用し、高セキュリティ。

以 上

【お問い合わせ先】 紀陽 EB センター TEL：0120-170-580（銀行窓口休業日を除く 9:00～17:00）

改定後	改定前
<キヨー>照会・連絡サービス利用規定 1. (サービスの内容) <キヨー>照会・連絡サービスは、<u>ご契約者本人</u>（以下、お客さま）が紀陽銀行（以下、当行）との間で指定する通信手段（以下、<u>サービス</u>）による依頼にもとづき、あらかじめ指定された預金口座の入出金明細または残高等の照会を行う（以下、照会機能）とともに、あらかじめお客さまが指定したファクシミリに対して入出金明細または残高等の連絡を受ける（以下、連絡機能）ことができるものとします。 2. (利用できるサービス) 本サービスにおいてお客さまが利用できる<u>サービス</u>は日本国内のみを対象とし、お客さまと当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。 3. (サービスの申込み) (1). 本サービスを利用する場合は、利用<u>サービス</u>、照会機能・連絡機能で使用する口座、連絡方法、暗証番号等をあらかじめ当行所定の申込書で申込むものとします。 (2). このサービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用する<u>サービス</u>によっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。	<キヨー>照会・連絡サービス利用規定 1. (サービスの内容) <キヨー>照会・連絡サービスは、契約者ご本人（以下、お客さま）が紀陽銀行（以下、当行）との間で指定する通信手段（以下、<u>メディア</u>）による依頼にもとづき、あらかじめ指定された預金口座の入出金明細または残高等の照会を行う（以下、照会機能）とともに、あらかじめお客さまが指定した<u>電話・ファクシミリ</u>に対して入出金明細または残高等の連絡を受ける（以下、連絡機能）ことができるものとします。 2. (利用できるメディア) (1). 本サービスにおいてお客さまが利用できる<u>メディア</u>は日本国内のみを対象とし、お客さまと当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。 (2). <u>紀陽インターネットFBを利用メディアとする場合は、使用できるパーソナルコンピュータの基本ソフトウェア、およびインターネット閲覧用ソフトウェア等について、お客さまは当行ホームページに記載のある当行推奨のものを利用するものとします。</u> 3. (サービスの申込み) (1). 本サービスを利用する場合は、利用<u>メディア</u>、照会機能・連絡機能で使用する口座、連絡方法、暗証番号等をあらかじめ当行所定の申込書で申込むものとします。 (2). このサービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用する<u>メディア</u>によっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。

<キヨー>照会・連絡サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
4. (照会の受付等) (1). 本サービスにより入出金明細または残高等の照会を行う場合は、 当行が定めた番号あてに当行の定める方法および操作手順にもと づいて電話機またはパソコン端末等より所定の内容の送信を行っ てください。 (2). 当行で受信した次の内容がお届けの内容と一致した場合は、当行 は送信者をお客さまとみなして応答します。 <一致を確認する内容> 「照会対象口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号あるい は照会用暗証番号」 (3). ご依頼の内容については、当行は最終確認コードを受信した時点 で確定するものとします。 5. (連絡の受信等) (1). 当行が連絡を行う場合、当行は届出られた方法により「暗証番号」 を入力した者をお客さまとみなし、連絡を行います。 (2). 連絡用に指定されたサービスが何らかの理由により着信不能とな っている場合は、届出がある場合は第2の連絡先へ連絡します。な お、着信不能の場合は初回を含め一定時間の間隔をおいて3回連絡 を試み、いずれも着信できない場合は、当行はその明細の連絡を取 り止め、別途、文書で連絡を行う場合があります。 6. (連絡・回答内容の変更・取消) お客さまからの訂正依頼、手形・小切手等の不渡りによる口座からの	4. (照会の受付等) (1). 本サービスにより入出金明細または残高等の照会を行う場合は、 当行が定めた番号あてに当行の定める方法および操作手順にもと づいて電話機またはパソコン端末等より所定の内容の送信を行っ てください。<u>利用するメディアが紀陽インターネットF Bの場 合は、当行の専用画面を使用し、届出られたログインIDおよびパス ワード等を入力する等して、当行の定める方法および操作手順にも とづいて所定の内容を操作し送信してください。</u> (2). 当行で受信した次の内容がお届けの内容と一致した場合は、当行 は送信者をお客さまとみなして応答します。 <一致を確認する内容> 「照会対象口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号あるい は照会用暗証番号」 (3). ご依頼の内容については、当行は最終確認コードを受信した時点 で確定するものとします。 5. (連絡の受信等) (1). 当行が連絡を行う場合、当行は届出られた方法により、「<u>どうぞ</u>」 <u>と応答した者</u>、「暗証番号」を入力した者をお客さまとみなし、連 絡を行います。 (2). 連絡用に指定されたメディアが何らかの理由により着信不能とな っている場合は、届出がある場合は第2の連絡先へ連絡します。な お、着信不能の場合は初回を含め一定時間の間隔をおいて3回連絡 を試み、いずれも着信できない場合は、当行はその明細の連絡を取 り止め、別途、文書で連絡を行う場合があります。 6. (連絡・回答内容の変更・取消) お客さまからの訂正依頼、手形・小切手等の不渡りによる口座からの

<キヨー>照会・連絡サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
引落、その他取引内容に変更がある場合は、既に連絡または回答を行った内容について、当行はお客さまに通知することなく変更または取消します。 7. (手数料) (1). 本サービス利用期間中は、毎月、各サービスによって定められた当行ホームページに記載のある基本手数料および各種手数料をお支払ください。 (2). 手数料は、当行所定の手数を所定日（休日の場合は翌営業日）に小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしで指定預金口座からの自動的に引落します。 8. (サービスの利用時間) 本サービスの利用時間は、当行ホームページに記載のあるサービス別ご利用時間内とします。 9. (免責事項) (1). 当行の責によらない通信機械、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信回線およびコンピューターの障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となったりした場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (2). 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (3). 端末を起動するための IC カード（カードリッジ）、暗証番号、パスワード等は、お客さまの責任において厳重に管理してください。	引落、その他取引内容に変更がある場合は、既に連絡または回答を行った内容について、当行はお客さまに通知することなく変更または取消します。 7. (手数料) (1). 本サービス利用期間中は、毎月、各メディアによって定められた当行ホームページに記載のある基本手数料および各種手数料をお支払ください。 (2). 手数料は、当行所定の手数を所定日（休日の場合は翌営業日）に小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしで指定預金口座からの自動的に引落します。 8. (サービスの利用時間) 本サービスの利用時間は、当行ホームページに記載のあるサービス別ご利用時間内とします。 9. (免責事項) (1). 当行の責によらない通信機械、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信回線およびコンピューターの障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となったりした場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (2). 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (3). 端末を起動するための IC カード（カードリッジ）、暗証番号、パスワード等は、お客さまの責任において厳重に管理してください。

<キヨー>照会・連絡サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
各サービスで定めた暗証番号、パスワード等の本人確認手続きがお届けの内容との一致を確認して取扱した場合、IC カード（カードリッジ）、暗証番号、パスワード等につき盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (4). 本サービスに使用する端末あるいは<u>サービス</u>が正常に稼働する環境は、お客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼働することについて保証するものではなく、万一、取引端末あるいは<u>サービス</u>が正常に稼働しなかったことにより生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (5). お客さまが暗証番号、パスワード等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合、当行は本サービスの取扱を中止できるものとし、入力相違により当行が本サービスの取扱いを中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。 <u>(6).</u> 郵送上の事故により第三者がお客さまの情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。 10. (守秘義務) 本サービスを利用するための端末およびソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。 11. (届出事項の変更等)	各サービスで定めた暗証番号、パスワード等の本人確認手続きがお届けの内容との一致を確認して取扱した場合、IC カード（カードリッジ）、暗証番号、パスワード等につき盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (4). 本サービスに使用する端末あるいは<u>メディア</u>が正常に稼働する環境は、お客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼働することについて保証するものではなく、万一、取引端末あるいは<u>メディア</u>が正常に稼働しなかったことにより生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (5). お客さまが暗証番号、パスワード等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合、当行は本サービスの取扱を中止できるものとし、入力相違により当行が本サービスの取扱いを中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。 <u>(6).</u> <u>紀陽インターネットFBにおいて、お客さまが登録した電子メールアドレスあてに当行が発信した電子メールが通信障害その他の理由により未着・延着となった場合、当行はその責を負いません。また、未着・延着によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。</u> <u>(7).</u> 郵送上の事故により第三者がお客さまの情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。 10. (守秘義務) 本サービスを利用するための端末およびソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。 11. (届出事項の変更等)

<キヨー>照会・連絡サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
住所、電話番号、氏名、暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法にてお取引店等へただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 12. (解約) (1). 本サービスの取扱は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。 当行の都合により解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。この通知を届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着また不着（受領拒否の場合を含む）の場合は、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 (2). 一定期間以上にわたりこのサービスによる取扱が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ取扱を中止あるいは解約することがありますので、ご了承ください。 13. (規定の変更等) (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲	(1). 住所、電話番号、氏名、暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法にてお取引店等よりただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 (2). <u>紀陽インターネットF Bにお届けの電子メールアドレスを変更された場合は、速やかに新しい電子メールアドレスへお客さま自身で変更登録を行ってください。変更登録前に当行が発信した電子メールが未着となった場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。</u> 12. (解約) (1). 本サービスの取扱は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。 当行の都合により解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。この通知を届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着また不着（受領拒否の場合を含む）の場合は、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 (2). 一定期間以上にわたりこのサービスによる取扱が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ取扱を中止あるいは解約することがありますので、ご了承ください。 13. (規定の変更等) (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲

<キヨー>照会・連絡サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2). 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 14. (契約期間) 本契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、お客さままたは当行からの特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 15. (申込者の個人情報の取扱) 本契約にあたって申込書に記載された事項は、当行ホームページ内に掲載している「個人情報の利用目的」に記載された内容に基づき、当行および共同利用者の間で利用することを、お客さまは承認するものとします。 16. (準拠法・合意管轄) 本契約の契約準拠法は日本法とします。<u>本契約に関する訴訟については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。</u> 以上 (2021 年 10 月 1 日)	載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2). 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 14. (契約期間) 本契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、お客さままたは当行からの特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 15. (申込者の個人情報の取扱) 本契約にあたって申込書に記載された事項は、当行ホームページ内に掲載している「個人情報の利用目的」に記載された内容に基づき、当行および共同利用者の間で利用することを、お客さまは承認するものとします。 16. (準拠法・合意管轄) 本契約の契約準拠法は日本法とします。<u>本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、和歌山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u> 以上

＜キヨー＞照会・連絡サービス利用規定

1. (サービスの内容)

＜キヨー＞照会・連絡サービスは、ご契約者本人（以下、お客さま）が紀陽銀行（以下、当行）との間で指定する通信手段（以下、サービス）による依頼にもとづき、あらかじめ指定された預金口座の入出金明細または残高等の照会を行う（以下、照会機能）とともに、あらかじめお客さまが指定したファクシミリに対して入出金明細または残高等の連絡を受ける（以下、連絡機能）ことができるものとします。

2. (利用できるサービス)

本サービスにおいてお客さまが利用できるサービスは日本国内のみを対象とし、お客さまと当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。

3. (サービスの申込み)

- (1). 本サービスを利用する場合は、利用サービス、照会機能・連絡機能で使用する口座、連絡方法、暗証番号等をあらかじめ当行所定の申込書で申込むものとします。
- (2). このサービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用するサービスによっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。

4. (照会の受付等)

- (1). 本サービスにより入出金明細または残高等の照会を行う場合は、当行が定めた番号あてに当行の定める方法および操作手順にもとづいて電話機またはパソコン端末等より所定の内容の送信を行ってください。
- (2). 当行で受信した次の内容がお届けの内容と一致した場合は、当行は送信者をお客さまとみなして応答します。
＜一致を確認する内容＞
「照会対象口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号あるいは照会用暗証番号」
- (3). ご依頼の内容については、当行は最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。

5. (連絡の受信等)

- (1). 当行が連絡を行う場合、当行は届出られた方法により「暗証番号」を入力した者をお客さまとみなし、連絡を行います。
- (2). 連絡用に指定されたサービスが何らかの理由により着信不能となっている場合は、届出がある場合は第 2 の連絡先へ連絡します。なお、着信不能の場合は初回を含め一定時間の間隔をおいて 3 回連絡を試み、いずれも着信できない場合は、当行はその明細の連絡を取り止め、別途、文書で連絡を行う場合があります。

6. (連絡・回答内容の変更・取消)

お客さまからの訂正依頼、手形・小切手等の不渡りによる口座からの引落、その他取引内容に変更がある場合は、既に連絡または回答を行った内容について、当行はお客さまに通知することなく変更または取消します。

7. (手数料)

- (1). 本サービス利用期間中は、毎月、各サービスによって定められた当行ホームページに記載のある基本手数料および各種手数料をお支払ください。
- (2). 手数料は、当行所定の手数料を所定日（休日の場合は翌営業日）に小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしで指定預金口座からの自動的に引落します。

8. (サービスの利用時間)

本サービスの利用時間は、当行ホームページに記載のあるサービス別ご利用時間内とします。

9. (免責事項)

- (1). 当行の責によらない通信機械、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信回線およびコンピューターの障害ならびに電話の不通により取扱が遅延したり不能となったりした場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
- (2). 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
- (3). 端末を起動するための IC カード（カードリッジ）、暗証番号、パスワード等は、お客さまの責任において厳重に管理してください。
各サービスで定めた暗証番号、パスワード等の本人確認手順がお届けの内容との一致を確認して取扱した場合、IC カード（カードリッジ）、暗証番号、パスワード等につき盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
- (4). 本サービスに使用する端末あるいはサービスが正常に稼働する環境は、お客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼働することについて保証するものではなく、万一、取引端末あるいはサービスが正常に稼働しなかったことにより生じた損害について当行は一切責任を負いません。
- (5). お客さまが暗証番号、パスワード等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合、当行は本サービスの取扱を中止できるものとし、入力相違により当行が本サービスの取扱いを中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (6). 郵送上の事故により第三者がお客さまの情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。

10. (守秘義務)

本サービスを利用するための端末およびソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

11. (届出事項の変更等)

住所、電話番号、氏名、暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法にてお取引店等へただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

12. (解約)

- (1). 本サービスの取扱は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
当行の都合により解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。この通知を届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着また不着（受領拒否の場合を含む）の場合は、通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2). 一定期間以上にわたりこのサービスによる取扱が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ取扱を中止あるいは解約することがありますので、ご了承ください。

13. (規定の変更等)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

14. (契約期間)

本契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、お客さままたは当行からの特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

15. (申込者の個人情報の取扱)

本契約にあたって申込書に記載された事項は、当行ホームページ内に掲載している「個人情報の利用目的」に記載された内容に基づき、当行および共同利用者の間で利用することを、お客さまは承認するものとします。

16. (準拠法・合意管轄)

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2021 年 10 月 1 日)

改定後	改定前
<キヨー>資金移動サービス利用規定 1. (サービスの内容) (1) <キヨー>資金移動サービスは、<u>ご契約者本人</u>（以下、お客さま）が紀陽銀行（以下、当行）との間で指定する通信手段（以下、<u>サービス</u>）による依頼にもとづきあらかじめ指定されたお客さま名義の預金口座または当座貸越口座（以下、出金指定口座）よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめお客さまが指定した日本国内の当行本支店の預金口座または当座貸越口座および他行の預金口座（以下、入金指定口座）へ入金する場合に利用することができるものとし<u>ま</u>す。 (2) 届け出たサービスによる依頼は、あらかじめ当行にお届けの電話番号のパソコンまたは端末、あるいはインターネット上の当行の専用画面を使用して送信してください。 (3) 入金指定口座への入金は、次の方法で取扱します。 ①出金指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱します。 ②出金指定口座と入金指定口座とが同一店内でない場合（他行を含みます。）、または入金指定口座と出金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱します。	<キヨー>資金移動サービス利用規定 1. (サービスの内容) (1) <キヨー>資金移動サービスは、契約者ご本人（以下、お客さま）が紀陽銀行（以下、当行）との間で指定する通信手段（以下、<u>メディア</u>）による依頼にもとづきあらかじめ指定されたお客さま名義の預金口座または当座貸越口座（以下、出金指定口座）よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめお客さまが指定した日本国内の当行本支店の預金口座または当座貸越口座および他行の預金口座（以下、入金指定口座）へ入金する場合に利用することができるものとし<u>ま</u>す。<u>ただし、都度指定方式資金移動の場合は、あらかじめお客さまが入金口座を指定することなく、日本国内の当行本支店の預金口座および他行の預金口座へ入金する場合に利用することができるものとし</u>ます。 <u>(2) お客さまは、都度指定方式資金移動の利用の有無を、当行に利用メディアごとに届け出るものとします。</u> <u>(3) 都度指定方式資金移動は紀陽インターネットFBのみ可能です。</u> (4) 届け出たメディアによる依頼は、あらかじめ当行にお届けの電話番号のパソコンまたは端末、あるいはインターネット上の当行の専用画面を使用して送信してください。 (5) 入金指定口座への入金は、次の方法で取扱します。 ①出金指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱します。 ②出金指定口座と入金指定口座とが同一店内でない場合（他行を含みます。）、または入金指定口座と出金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱します。

<キヨー>資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
2. (利用できるサービス) 本サービスにおいてお客さまが利用できるサービスは日本国内のみを対象とし、お客さまと当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。 3. (サービスの申込み) (1) 本サービスを利用する場合は、利用サービス、使用する口座、連絡方法、暗証番号等をあらかじめ当行所定の方式で申込むものとします。 (2) このサービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用するサービスによっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。 4. (サービスの受付・予約等) (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号あてに当行の定める方法および操作手順にもとづいてパソコンまたは端末より所定の内容を送信してください。	2. (利用できるメディア) (1) 本サービスにおいてお客さまが利用できるメディアは日本国内のみを対象とし、お客さまと当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。 (2) <u>紀陽インターネットF Bを利用メディアとする場合は、使用できるパーソナルコンピュータの基本ソフトウェア、およびインターネット閲覧用ソフトウェア等について、当行ホームページに掲載されている当行推奨のものを利用することとします。</u> 3. (サービスの申込み) (1) 本サービスを利用する場合は、利用メディア、使用する口座、連絡方法、暗証番号等をあらかじめ当行所定の方式で申込むものとします。 (2) <u>利用するメディアが紀陽インターネットF Bの場合、本サービスで届出る出金指定口座が<キヨー>照会・連絡サービスの照会用口座として自動的に登録され、利用できるものとします。</u> (3) このサービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用するメディアによっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。 4. (サービスの受付・予約等) (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号あてに当行の定める方法および操作手順にもとづいてパソコンまたは端末より所定の内容を送信してください。<u>利用するメディアが紀陽インターネットF Bの場合は、当行の専用画面を使用し、届出られたログインIDおよびパスワード等を入力する等して、当行の定める方法および操作手順にもとづいて所定の内容を操作し送信し</u>

<キヨー>資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
(2) 当行で受信した次の内容がお届けのサービスに関して届出られた内容と一致した場合は、送信者をお客さまとみなします。 一致を確認する内容…「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号」あるいは「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、端末の電話番号」 (3) ご依頼の内容については、当行は一件ごとに最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。 (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は、即座に出金指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをします。ただし、予約の場合は、振替または振込指定日（以下、指定日）当日に引落としならびに振込または振替の手続きをしますので、振替または振込指定日前日までに指定金額を出金指定口座にご入金ください。 (5) 出金指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定にかかわらず、小切手の振出または通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。 (6) 次の事項に該当する場合、振込および振替はできません。 ①受付時（予約の場合は指定日当日）に、振込金額または振替金額が出金指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。	<u>てください。</u> (2) 当行で受信した次の内容がお届けのメディアに届出られた内容と一致した場合は、送信者をお客さまとみなします。 一致を確認する内容…「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号」あるいは「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、端末の電話番号」 (3) ご依頼の内容については、当行は一件ごとに最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。 (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は、即座に出金指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをします。ただし、予約の場合は、振替または振込指定日（以下、指定日）当日に引落としならびに振込または振替の手続きをしますので、振替または振込指定日前日までに指定金額を出金指定口座にご入金ください。 (5) 出金指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定にかかわらず、小切手の振出または通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。 <u>(6) <キヨー>資金移動サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、あらかじめ指定された上限金額の範囲内とします。なお、都度指定方式資金移動において上限金額のお届けがない場合、1回あたりの限度額は当行所定の金額とさせていただきます。</u> (7) 次の事項に該当する場合、振込および振替はできません。 ①受付時（予約の場合は指定日当日）に、振込金額または振替金額が出金指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。

<キヨー>資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
(注) 払い戻すことのできる金額には決済未確定の小切手・手形は含みません。 ②出金指定口座が解約済のとき。 ③受付時（予約の場合は指定日当日）に、お客さまから出金指定口座の支払停止あるいは入金指定口座の預金者からの入金停止のお届けがあり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。 ④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いあるいは入金を不適当と認めたとき。 ⑤当行本支店の入金指定口座が解約済のとき。 (7) 当行本支店の入金指定口座への入金ができない場合には、振込金額または振替金額は出金指定口座より引落しません。 (8) <キヨー>資金移動サービスにより振替または振込の予約を依頼する場合の出金指定口座および入金指定口座は、各サービスによって定めた当行所定の預金科目のものであることとします。 (9) 振替または振込の予約を撤回する場合は、指定日の前営業日までにお客さまがパソコンまたは端末により予約解除の依頼を行ってください。なお、当行への依頼の時期、依頼内容等によっては、変更または撤回ができないことがあります。	(注) 払い戻すことのできる金額には決済未確定の小切手・手形は含みません。 ②出金指定口座が解約済のとき。 ③受付時（予約の場合は指定日当日）に、お客さまから出金指定口座の支払停止あるいは入金指定口座の預金者からの入金停止のお届けがあり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。 ④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いあるいは入金を不適当と認めたとき。 ⑤当行本支店の入金指定口座が解約済のとき。 (8) 当行本支店の入金指定口座への入金ができない場合には、振込金額または振替金額は出金指定口座より引落しません。 (9) <キヨー>資金移動サービスにより振替または振込の予約を依頼する場合の出金指定口座および入金指定口座は、各メディアによって定めた当行所定の預金科目のものであることとします。 (10) 振替または振込の予約を撤回する場合は、指定日の前営業日までにお客さまがパソコンまたは端末により予約解除の依頼を行ってください。なお、当行への依頼の時期、依頼内容等によっては、変更または撤回ができないことがあります。
5. (取扱内容の確認) (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに当行所定の方法により取引内容を照会し確認するか、普通預金通帳、総合口座通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。 (2) 何らかの事情で資金移動取引の受付処理完了が確認できなかった場合、その旨を画面に表示し、当該取引に指定された出金指定口座が	5. (取扱内容の確認) (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに当行所定の方法により取引内容を照会し確認するか、普通預金通帳、総合口座通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちにその旨をお引取店にご連絡ください。 (2) 何らかの事情で資金移動取引の受付処理完了が確認できなかった場合、その旨を画面に表示し、当該取引に指定された出金指定口座が

<キヨー>資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
ご利用いただけなくなる場合があります。この場合、該当する取引の内容をお客さまが取引したサービスから照会し確認することによって、出金指定口座のご利用が可能とするものとします。 (3) 取引内容・残高に相違がある場合において、お客さまと当行の間で疑念が生じた時は、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。 6. (手数料) (1) 基本手数料 ①本サービス利用期間中は、毎月、各サービスによって定められた当行ホームページに掲載されている基本手数料をお支払いください。 ②基本手数料は、あらかじめ申込書に指定された手数料引落口座から当行所定の日に自動引落しいたします。 (2) 振込手数料 ①本サービスにより振込む場合には、お客さまの指定した方法により当行ホームページに掲載されている振込手数料をお支払いください。 ②後納にて取扱う手数料は、毎月取扱分を取りまとめのうえ、翌月10日（休日の場合は翌営業日）に小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしで指定口座から自動的に引落します。 7. (サービスの利用時間) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。 8. (本人確認)	ご利用いただけなくなる場合があります。この場合、該当する取引の内容をお客さまが取引したメディアから照会し確認することによって、出金指定口座のご利用が可能とするものとします。 (3) 取引内容・残高に相違がある場合において、お客さまと当行の間で疑念が生じた時は、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。 6. (手数料) (1) 基本手数料 ①本サービス利用期間中は、毎月、各メディアによって定められた当行ホームページに掲載されている基本手数料をお支払いください。 ②基本手数料は、あらかじめ申込書に指定された手数料引落口座から当行所定の日に自動引落しいたします。 (2) 振込手数料 ①本サービスにより振込む場合には、お客さまの指定した方法により当行ホームページに掲載されている振込手数料をお支払いください。 ②後納にて取扱う手数料は、毎月取扱分を取りまとめのうえ、翌月10日（休日の場合は翌営業日）に小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしで指定口座から自動的に引落します。 7. (サービスの利用時間) 本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。 8. (本人確認) <u>(1) 本人確認方式</u>

<キヨー> 資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
	本サービスには、サービスを利用する際の本人確認方式に「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。(紀陽インターネットF Bのみ) ①「ID・パスワード方式」…ログイン ID およびログインパスワードによりお客さまであることを確認する方式。 ②「電子証明書方式」…電子証明書およびログインパスワードによりお客さまであることを確認する方式。 (2) パスワード等の設定 お客さまは、「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」いずれの場合も、当行に対して本人確認のための「ログイン ID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」「承認パスワード」(以下、パスワード等)を、お客さまの取引端末より登録するものとします。なお、お客さまが本サービスの利用を開始した後は、取引端末の利用画面よりパスワード等(「電子証明書方式」利用の場合のログイン ID を除く)を随時変更することができます。 (3) 電子証明方式の利用 「電子証明書方式」を利用する場合には、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、お客さまのパソコンにインストールするものとします。(インストールの際、前項で登録したログイン ID が必要となります。なお、ログイン ID は電子証明書のインストールのみに使用します。) ①電子証明書は当行所定の期間(以下、有効期間)に限り有効です。 お客さまは、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 ②本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。

＜キヨー＞資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
(1) 本人確認の方法 <u>お客さまが本サービスを利用する場合は、暗証番号および承認暗証番号（以下、暗証番号等）、ファームバンキング用の発信元電話番号および紀陽マルチバンキング用 VALUX 接続 ID（以下、接続情報等）を取引端末より当行に送信するものとします。当行は送信された暗証番号等と接続情報等が、当行に登録された暗証番号等および接続情報等と一致することを確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。</u> ①お客さまの有効な意思による申込であること。 ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。 (2) 暗証番号等の管理 <u>暗証番号等は、お客さまの責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など他人に類推されやすい番号を暗証番号等として使用することをお避けいただくとともに、ハードディスク等への記録、ファイル共有ソフト等の利用等は避けてください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。暗証番号等を失念、他人に知られたような場合またはその恐れがある場合、偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、すみやかに当行に届け出てください。当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。またお客さまが暗証番号等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。</u>	(4) 本人確認の方法 <u>お客さまが本サービスを利用する場合は、振込振替暗証番号および確認暗証番号（以下、暗証番号等）、電子証明書（「電子証明書方式」の場合）、パスワード等を取引端末より当行に送信するものとします。当行は送信された電子証明書、パスワード等および暗証番号等と当行に登録された電子証明書、パスワード等および暗証番号等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。</u> ①お客さまの有効な意思による申込であること。 ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。 (5) パスワード等の管理 <u>パスワード等、電子証明書および暗証番号等は、お客さまの責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など他人に類推されやすい番号をパスワード等や暗証番号等として使用することをお避けいただくとともに、ハードディスク等への記録、ファイル共有ソフト等の利用等は避け、お客さまがパスワード等を定期的に変更してください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。パスワード等および暗証番号等を失念したり、他人に知られたような場合またはその恐れがある場合、偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、パスワード等を変更するとともにすみやかに当行に届け出てください。当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。またお客さまがパスワード等および暗証番号等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。</u> (6) 電子証明書の管理 <u>電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄する場合、イ</u>

<キヨー>資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
9. (免責事項) (1) 当行の責によらない通信機械、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話に不通により取扱が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 なお、当行が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をご確認ください。 (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (3) 端末を起動するための IC カード（カートリッジ）、暗証番号、パスワード等は、お客さまが厳重に管理してください。 各サービスで定めた暗証番号等、接続情報等の本人確認手順がお届けの内容との一致を確認して取扱した場合は、IC カード（カートリッジ）・暗証番号・パスワード等について盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (4) 本サービスに利用する端末あるいはサービスが正常に稼動する環境	<u>インストールしたパソコンの遺失、盗難、破損などによる電子証明書の紛失、盗難、破損等した場合は、お客さまは当行所定の方法により、届出を行い電子証明書の失効を申し出るものとします。お客さまがこの失効を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。新しいパソコンにて電子証明書を利用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。</u> 9. (免責事項) (1) 当行の責によらない通信機械、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話に不通により取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 なお、当行が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をご確認ください。 (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (3) 端末を起動するための IC カード（カートリッジ）、暗証番号、パスワード等は、お客さまが厳重に管理してください。 各サービスで定めた暗証番号、パスワード等の本人確認手順がお届けの内容との一致を確認して取扱した場合は、IC カード（カートリッジ）・暗証番号<u>または</u>パスワード等について盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。 (4) 本サービスに利用する端末あるいはメディアが正常に稼動する環境

＜キヨー＞資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
は、お客さまの責任において確保してください。当行は本契約により取引端末が正常に稼動することを保証するものではなく、万一、取引端末あるいはサービスが正常に稼動しなかったことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。 (5) お客さまが暗証番号等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱を中止できるものとし、入力相違により当行が取扱を中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。 (7) 郵送上の事故により、第三者がお客さまの情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。 10. (守秘義務) 本サービスを利用するための端末あるいはソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。 11. (届出事項の変更等) 住所、電話番号、氏名、暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面にてお取引店よりただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。	は、お客さまの責任において確保してください。当行は本契約により取引端末が正常に稼動することを保証するものではなく、万一、取引端末あるいはメディアが正常に稼動しなかったことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。 (5) お客さまが暗証番号、パスワード等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱を中止できるものとし、入力相違により当行が取扱を中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。 <u>(6) 紀陽インターネットＦＢにおいて、お客さまが登録した電子メールアドレスあてに当行が発信した電子メールが通信障害その他の理由により未着・延着となった場合、当行はその責を負いません。また、未着・延着によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。</u> (7) 郵送上の事故により、第三者がお客さまの情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。 10. (守秘義務) 本サービスを利用するための端末あるいはソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。 11. (届出事項の変更等) <u>(1) 住所、電話番号、氏名、暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面にてお取引店よりただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。</u>

<キヨー>資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
12. (解約等) (1) 解約 本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。 (2) お客さまによる解約 ①お客さまによる解約は、当行に解約の申込書を提出し当行所定の手続きをとるものとします。 ②本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として扱います。また、この取引の範囲には、予約取引も含みます。 (3) ご利用口座（代表口座を含む）の解約 代表口座が解約されたとき、本契約は、解約されたものとみなします。 (4) 当行からの解約 お客さまに次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は本契約を解除することができるものとします。当行がお客さまに対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。 ①相続の開始があった場合 ②支払停止または破産の申立等があった場合 ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ④住所変更等の届け出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によっ	<u>(2) 紀陽インターネットF Bにお届けの電子メールアドレスを変更された場合は、速やかに新しい電子メールアドレスへお客さまが変更登録を行ってください。変更登録前に当行が発信した電子メールが未着となった場合、そのことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。</u> 12. (解約等) (1) 解約 本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。 (2) お客さまによる解約 ①お客さまによる解約は、当行に解約の申込書を提出し当行所定の手続きをとるものとします。 ②本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として扱います。また、この取引の範囲には、予約取引も含みます。 (3) ご利用口座（代表口座を含む）の解約 代表口座が解約されたとき、本契約は、解約されたものとみなします。 (4) 当行からの解約 お客さまに次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は本契約を解除することができるものとします。当行がお客さまに対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。 ①相続の開始があった場合 ②支払停止または破産の申立等があった場合 ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合 ④住所変更等の届け出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によっ

<キヨー>資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
て、当行において、お客さまの所在が不明となった場合 ⑤当行が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合 ⑥当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合 ⑦その他、本サービスの利用に際して、適さない行為に及んだ場合 (5) 当行からの解約通知 ①前項のほか、当行の都合により契約を解約する場合は、届け出住所に解約の通知を行います。 ②当行が解約の通知を届け出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（重量拒否の場合も含みます）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 13.（規定の準用） この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定、振込規定により取扱します。 14.（規定の変更等） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 15.（契約期間） 本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継	て、当行において、お客さまの所在が不明となった場合 ⑤当行が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合 ⑥当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合 ⑦その他、本サービスの利用に際して、適さない行為に及んだ場合 (5) 当行からの解約通知 ①前項のほか、当行の都合により契約を解約する場合は、届け出住所に解約の通知を行います。 ②当行が解約の通知を届け出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（重量拒否の場合も含みます）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。 13.（規定の準用） この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定、振込規定により取扱します。 14.（規定の変更等） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 15.（契約期間） 本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継

＜キヨー＞資金移動サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
続されるものとします。継続後も同様とします。 16.（申込者の個人情報の取扱） 本契約にあたって申込書に記載された事項は、<u>当行ホームページに掲載されている「個人情報の利用目的」</u>において掲示された範囲で当行および共同利用者の間で利用することを、お客さまは承認するものとします。 17.（準拠法・合意管轄） 本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する<u>訴訟</u>については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。 以上 <u>（2021 年 10 月 1 日）</u>	続されるものとします。継続後も同様とします。 16.（申込者の個人情報の取扱） 本契約にあたって申込書に記載された事項は、「<u>個人情報の利用目的について（明示用）</u>」において掲示された範囲で当行および共同利用者の間で利用することを、お客さまは承認するものとします。 17.（準拠法・合意管轄） 本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する<u>起訴</u>については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。 以上

＜キヨー＞資金移動サービス利用規定

1. (サービスの内容)

- (1) ＜キヨー＞資金移動サービスは、ご契約者本人（以下、お客さま）が紀陽銀行（以下、当行）との間で指定する通信手段（以下、サービス）による依頼にもとづきあらかじめ指定されたお客さま名義の預金口座または当座貸越口座（以下、出金指定口座）よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめお客さまが指定した日本国内の当行本支店の預金口座または当座貸越口座および他行の預金口座（以下、入金指定口座）へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) 届け出たサービスによる依頼は、あらかじめ当行にお届けの電話番号のパソコンまたは端末、あるいはインターネット上の当行の専用画面を使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の方法で取扱します。
 - ① 出金指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱します。
 - ② 出金指定口座と入金指定口座とが同一店内でない場合（他行を含みます。）、または入金指定口座と出金指定口座が異なる名義の場合は「振込」として取扱します。

2. (利用できるサービス)

本サービスにおいてお客さまが利用できるサービスは日本国内のみを対象とし、お客さまと当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。

3. (サービスの申込み)

- (1) 本サービスを利用する場合は、利用サービス、使用する口座、連絡方法、暗証番号等をあらかじめ当行所定の方式で申込むものとします。
- (2) このサービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用するサービスによっては機器設定の都合等により利用開始日が異なる場合があります。

4. (サービスの受付・予約等)

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号あてに当行の定める方法および操作手順にもとづいてパソコンまたは端末より所定の内容を送信してください。
- (2) 当行で受信した次の内容がお届けのサービスに関して届出られた内容と一致した場合は、送信者をお客さまとみなします。

一致を確認する内容…「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、暗証番号」あるいは「出金指定口座の店番号・科目コード・口座番号、端末の電話番号」
- (3) ご依頼の内容については、当行は一件ごとに最終確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は、即座に出金指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをします。ただし、予約の場合は、振替または振込指定日（以下、指定日）当日に引落としならびに振込または振替の手続きをしますので、振替または振込指定日前日までに指定金額を出金指定口座にご入金ください。

- (5) 出金指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定にかかわらず、小切手の振出または通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6) 次の事項に該当する場合、振込および振替はできません。
- ① 受付時（予約の場合は指定日当日）に、振込金額または振替金額が出金指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。
（注）払い戻すことのできる金額には決済未確定の小切手・手形は含みません。
 - ② 出金指定口座が解約済のとき。
 - ③ 受付時（予約の場合は指定日当日）に、お客さまから出金指定口座の支払停止あるいは入金指定口座の預金者からの入金停止のお届けがあり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払いあるいは入金を不適当と認めたとき。
 - ⑤ 当行本支店の入金指定口座が解約済のとき。
- (7) 当行本支店の入金指定口座への入金ができない場合には、振込金額または振替金額は出金指定口座より引落しません。
- (8) <キヨー>資金移動サービスにより振替または振込の予約を依頼する場合の出金指定口座および入金指定口座は、各サービスによって定めた当行所定の預金科目のものであることとします。
- (9) 振替または振込の予約を撤回する場合は、指定日の前営業日までにお客さまがパソコンまたは端末により予約解除の依頼を行ってください。なお、当行への依頼の時期、依頼内容等によっては、変更または撤回ができないことがあります。

5.（取扱内容の確認）

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに当行所定の方法により取引内容を照会し確認するか、普通預金通帳、総合口座通帳、通知預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に疑義がある場合は、ただちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 何らかの事情で資金移動取引の受付処理完了が確認できなかった場合、その旨を画面に表示し、当該取引に指定された出金指定口座がご利用いただけなくなる場合があります。この場合、該当する取引の内容をお客さまが取引したサービスから照会し確認することによって、出金指定口座のご利用が可能とするものとします。
- (3) 取引内容・残高に相違がある場合において、お客さまと当行の間で疑念が生じた時は、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

6.（手数料）

(1) 基本手数料

- ① 本サービス利用期間中は、毎月、各サービスによって定められた当行ホームページに掲載されている基本手数料をお支払いください。
- ② 基本手数料は、あらかじめ申込書に指定された手数料引落口座から当行所定の日により自動引落しいたします。

(2) 振込手数料

- ①本サービスにより振込む場合には、お客さまの指定した方法により当行ホームページに掲載されている振込手数料をお支払いください。
- ②後納にて取扱う手数料は、毎月取扱分を取りまとめのうえ、翌月 10 日（休日の場合は翌営業日）に小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出なしで指定口座から自動的に引落します。

7. (サービスの利用時間)

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。

8. (本人確認)

(1) 本人確認の方法

お客さまが本サービスを利用する場合は、暗証番号および承認暗証番号（以下、暗証番号等）、ファームバンキング用の発信元電話番号および紀陽マルチバンキング用 VALUX 接続 ID（以下、接続情報等）を取引端末より当行に送信するものとします。当行は送信された暗証番号等と接続情報等が、当行に登録された暗証番号等および接続情報等と一致することを確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- ①お客さまの有効な意思による申込であること。
- ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

(2) 暗証番号等の管理

暗証番号等は、お客さまの責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など他人に類推されやすい番号を暗証番号等として使用することをお避けいただくとともに、ハードディスク等への記録、ファイル共有ソフト等の利用等は避けてください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。暗証番号等を失念、他人に知られたような場合またはその恐れがある場合、偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、すみやかに当行に届け出てください。当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。またお客さまが暗証番号等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。

9. (免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機械、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話に不通により取扱が遅延または不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

なお、当行が最終確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をご確認ください。

- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

(3) 端末を起動するための IC カード（カートリッジ）、暗証番号、パスワード等は、お客さまが厳重に管理してください。

各サービスで定めた暗証番号等、接続情報等の本人確認手続がお届けの内容との一致を確認して取扱した場合は、IC カード（カートリッジ）・暗証番号・パスワード等について盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

(4) 本サービスに利用する端末あるいはサービスが正常に稼動する環境は、お客さまの責任において確保してください。当行は本契約により取引端末が正常に稼動することを保証するものではなく、万一、取引端末あるいはサービスが正常に稼動しなかったことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

(5) お客さまが暗証番号等の入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱を中止できるものとし、入力相違により当行が取扱を中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

(7) 郵送上の事故により、第三者がお客さまの情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。

10.（守秘義務）

本サービスを利用するための端末あるいはソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

11.（届出事項の変更等）

住所、電話番号、氏名、暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面にてお取引店よりただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

12.（解約等）

(1) 解約

本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。

(2) お客さまによる解約

①お客さまによる解約は、当行に解約の申込書を提出し当行所定の手続きをとるものとします。

②本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として扱います。また、この取引の範囲には、予約取引も含まれます。

(3) ご利用口座（代表口座を含む）の解約

代表口座が解約されたとき、本契約は、解約されたものとみなします。

(4) 当行からの解約

お客さまに次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は本契約を解除することができるものとします。当行がお客さまに対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。

①相続の開始があった場合

- ②支払停止または破産の申立等があった場合
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ④住所変更等の届け出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行において、お客さまの所在が不明となった場合
 - ⑤当行が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合
 - ⑥当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合
 - ⑦その他、本サービスの利用に際して、適さない行為に及んだ場合
- (5) 当行からの解約通知
- ①前項のほか、当行の都合により契約を解約する場合は、届け出住所に解約の通知を行います。
 - ②当行が解約の通知を届け出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（重量拒否の場合も含みます）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

13.（規定の準用）

この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、カードローン規定、振込規定により取扱します。

14.（規定の変更等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

15.（契約期間）

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

16.（申込者の個人情報の取扱）

本契約にあたって申込書に記載された事項は、当行ホームページに掲載されている「個人情報の利用目的」において掲示された範囲で当行および共同利用者の間で利用することを、お客さまは承認するものとします。

17.（準拠法・合意管轄）

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上
(2021年10月1日)

改定後	改定前
<キヨー>データ伝送サービス利用規定 第 1 章総則 第 1 条 サービス内容 1. データ伝送サービス（以下、本サービス）とは、<u>ご</u>契約者本人（以下、お客さま）が、パーソナルコンピュータ等の情報機器（以下、取引端末）を通じて、インターネット等により行う「一括データ伝送サービス」を言います。本サービスの利用については、この規定に従います。 2. お客さまは、この規定の内容を十分理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。 第 2 条 利用日・利用時間 本サービスの利用日・利用時間は、当行ホームページに掲載されている当行が定めた利用日・利用時間内とします。ただし、当行は、本サービスの利用日・利用時間をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取り扱い時間中であっても、お客さまに予告なく、取り扱いを一時停止または、中止することがあります。 第 3 条 取引指定口座の届け出	<キヨー>データ伝送サービス利用規定 第 1 章総則 第 1 条 サービス内容 1. データ伝送サービス（以下、本サービス）とは、契約者ご本人（以下、お客さま）が、パーソナルコンピュータ等の情報機器（以下、取引端末）を通じて、インターネット等により行う「一括データ伝送サービス」を言います。本サービスの利用については、この規定に従います。 2. お客さまは、この規定の内容を十分理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。 第 2 条 <u>使用できる取引端末</u> <u>本サービスを利用するに際して使用できる取引端末の機種、およびブラウザのバージョンは当行ホームページに掲載されている当行所定のものに限ります。</u> 第 3 条 利用日・利用時間 本サービスの利用日・利用時間は、当行ホームページに掲載されている当行が定めた利用日・利用時間内とします。ただし、当行は、本サービスの利用日・利用時間をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取り扱い時間中であっても、お客さまに予告なく、取り扱いを一時停止または、中止することがあります。 第 4 条 取引指定口座の届け出

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
お客さまは本サービス利用申込時に、取引指定口座を当行所定の方法により、届け出るものとします。その際、申込書・諸届その他書類に使用された印影を当行に届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責を負いません。 第4条 各種取引に伴う資金および手数料等の引落方法 本サービスに伴う手数料、および各種取引に伴う資金および手数料の引き落としは、当行の各種預金約定・規定等にかかわらず、通帳・各種払戻請求書・キャッシュカード・当座小切手等の提出なしに、当行所定の方法により、自動的に引き落とします。 第2章 本人確認および取引 第5条 本人確認	お客さまは本サービス利用申込時に、<u>次の</u>取引指定口座を当行所定の方法により、届け出るものとします。その際、申込書・諸届その他書類に使用された印影を当行に届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責を負いません。 <u>代表口座（紀陽インターネットFBのみ）</u> <u>「代表口座」のお取引店が本サービスのお取引代表店となります。「代表口座」は、当行本支店のお客さま名義口座に限ります。</u> 第5条 ログインID取得用「仮ログインパスワード」の届け出 <u>お客さまは、本サービスのご契約に際して、お客さまであることを確認するためのログインID取得用「仮ログインパスワード」を申込書により届け出るものとします。また、お客さまは、申込書に記入された「仮ログインパスワード」をログインID取得後に必ず変更するものとします。変更せずに取引を行うことはできません。</u> 第6条 各種取引に伴う資金および手数料等の引落方法 本サービスに伴う手数料、および各種取引に伴う資金および手数料の引き落としは、当行の各種預金約定・規定等にかかわらず、通帳・各種払戻請求書・キャッシュカード・当座小切手等の提出なしに、当行所定の方法により、自動的に引き落とします。 第2章 本人確認および取引 第7条 本人確認 <u>1. 本人確認方式</u> <u>本サービスには、サービスを利用する際の本人確認方式に「ID・</u>

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
	<u>パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。</u> <u>(1) ID・パスワード方式</u> <u>ログインIDおよびログインパスワードによりお客さまである</u> <u>ことを確認する方式。</u> <u>(2) 電子証明書方式</u> <u>電子証明書およびログインパスワードによりお客さまである</u> <u>ことを確認する方式。</u> <u>2. パスワード等の設定</u> <u>お客さまは、「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」い</u> <u>ずれの場合も、当行に対して本人確認のための「ログインID」「ロ</u> <u>グインパスワード」「確認用パスワード」(以下、パスワード等)を、</u> <u>お客さまの取引端末より登録するものとします。なお、お客さまが</u> <u>本サービスの利用を開始した後は、取引端末の利用画面よりパスワ</u> <u>ード等(「電子証明書方式」利用の場合のログインIDを除く)を随</u> <u>時変更することができます。</u> <u>3. 電子証明書方式の利用</u> <u>「電子証明書方式」を利用する場合には、当行が発行する電子証明</u> <u>書を当行所定の方法により、お客さまのパソコンにインストールす</u> <u>るものとします。</u> <u>(インストールの際、前項で登録したログインIDが必要となります</u> <u>す。なお、ログインIDは電子証明書のインストールのみに使用し</u> <u>ます。)</u> <u>(1) 電子証明書は当行所定の期間(以下、有効期間)に限り有効</u> <u>です。お客さまは有効期間が満了する前に当行所定の方法に</u> <u>より電子証明書の更新を行ってください。なお、当行はお客</u> <u>さまに事前に通知することなく、この電子証明書のバージョ</u> <u>ンを変更する場合があります。</u>

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
<u>1. 本人確認の方法</u> <u>お客さまが本サービスを利用する場合は、センター確認コード、パスワード、ファイルアクセスキー等（以下、認証情報）を取引端末より当行に送信するものとします。当行は送信された認証情報が、当行に登録されたの認証情報と一致することを確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。</u> （１）お客さまの有効な意思による申込であること。 （２）当行が受信した依頼内容が真正なものであること。 <u>2. 認証情報等の管理</u> <u>認証情報は、お客さまの責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など他人に類推されやすい番号をパスワードとして使用することをお避けいただくとともに、ハードディスク等への記録、ファイル共有ソフト等の利用等は避けてください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。パスワードを失念、他人に知られたような場合またはその恐れがある場合は、偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、すみやかにパスワードの変更を当行所定の書面により届け出てください。当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、お客さまがパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。</u>	<u>（２）本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。</u> <u>4. 本人確認の方法</u> <u>お客さまが本サービスを利用する場合は、電子証明書（「電子証明書方式」の場合）、パスワード等を取引端末より当行に送信するものとします。当行は送信された電子証明書、パスワード等と当行に登録された電子証明書、パスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。</u> （１）お客さまの有効な意思による申込であること。 （２）当行が受信した依頼内容が真正なものであること。 <u>5. パスワード等の管理</u> <u>パスワード等、電子証明書は、お客さまの責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など他人に類推されやすい番号をパスワード等として使用することをお避けいただくとともに、ハードディスク等への記録、ファイル共有ソフト等の利用等は避け、お客さまがパスワード等を定期的に変更してください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。パスワード等を失念したり、他人に知られたような場合またはその恐れがある場合は、偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、パスワード等を変更するとともにすみやかに当行に届け出てください。当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。またお客さまがパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。</u> <u>6. 電子証明書の管理</u> <u>電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄する場合、インストールしたパソコンの遺失、盗難、破損などによる電子証明書の紛失、盗難、破損等した場合は、お客さまは当行所定の方法によ</u>

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
第 3 章 共通条項 第 6 条 海外からの利用 海外からのご利用は、その国の法律・通信事情・電話機の使用等に相違があるため、原則、取扱不可とさせていただきます。 第 7 条 届け出事項の変更等 住所、電話番号、氏名、その他届け出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行はその責を負いません。住所変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、氏名の変更があった場合は、必ずすべてのご利用営業店に変更届を提出し、本サービスの変更依頼を届け出てください。届け出がない場合、氏名相違等の理由により本サービスをご利用できないことがあります。この場合もこの届け出の前に生じた損害について、当行はその責を負いません。	<u>り、届出を行い電子証明書の失効を申し出るものとします。お客さまがこの失効を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。新しいパソコンにて電子証明書を利用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。</u> 第 3 章 共通条項 第 8 条 取引メニューの追加 <u>本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客さまは、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部メニューについては、この限りではありません。</u> 第 9 条 海外からの利用 海外からのご利用は、その国の法律・通信事情・電話機の使用等に相違があるため、原則、取扱不可とさせていただきます。 第 10 条 届け出事項の変更等 住所、電話番号、氏名、その他届け出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行はその責を負いません。住所変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、氏名の変更があった場合は、必ずすべてのご利用営業店に変更届を提出し、本サービスの変更依頼を届け出てください。届け出がない場合、氏名相違等の理由により本サービスをご利用できないことがあります。この場合もこの届け出の前に生じた損害について、当行はその責を負いません。

<キヨー>データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
第 4 章一般条項 第 8 条 契約期間 この契約の契約期間は、契約日から 1 年間とし、お客さままたは当行から特に事前の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から自動的に 1 年間更新されるものとし、継続後も同様とします。 第 9 条 免責事項等 1. 本規定第 5 条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうへは、利用者をお客さまとみなし、パスワード等、および資金の引き落とし口座等に偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 2. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行はその責を負いません。 (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき (2) 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことによりお客さまの取引情報等が漏洩したとき (3) 当行または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線または、コンピュータ等に障害が生じたとき (4) 郵送上の事故につき、第三者がお客さまの情報を知り得たとき	第 4 章一般条項 第 1 1 条 契約期間 この契約の契約期間は、契約日から 1 年間とし、お客さままたは当行から特に事前の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から自動的に 1 年間更新されるものとし、継続後も同様とします。 第 1 2 条 免責事項等 1. 本規定第 7 条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうへは、利用者をお客さまとみなし、パスワード等、<u>電子証明書</u>、および資金の引き落とし口座等に偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 2. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行はその責を負いません。 (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき (2) 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことによりお客さまの取引情報等が漏洩したとき (3) 当行または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線または、コンピュータ等に障害が生じたとき (4) 郵送上の事故につき、第三者がお客さまの情報を知り得たとき

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
(5) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき 3. 当行が講じる安全対策についての了承 お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。 4. 環境設定の確保 本サービスに使用する取引端末及び通信媒体が正常に稼働する環境については、お客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、不用意な取引が成立した場合、そのことにより生じた損害について、当行はその責を負いません。	(5) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき 3. 当行が講じる安全対策についての了承 お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。 4. 環境設定の確保 本サービスに使用する取引端末及び通信媒体が正常に稼働する環境については、お客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、不用意な取引が成立した場合、そのことにより生じた損害について、当行はその責を負いません。 5. <u>「紀陽インターネットF Bお申込手続完了のお知らせ」の郵送上の事故等について</u> <u>当行が発送した「紀陽インターネットF Bお申込手続完了のお知らせ」が郵送上の事故等、当行の責によらない事由により、第三者（当行行員を除きます）がその内容を知り得たとしても、そのために生じた損害について、当行は一切その責を負いません。</u>
第10条 解約等 1. 解約 本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。 2. お客さまによる解約 (1) お客さまによる解約は、当行に解約の申込書を提出し当行所定の手続きをとるものとします。 (2) 本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有	第13条 解約等 1. 解約 本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。 2. お客さまによる解約 (1) お客さまによる解約は、当行に解約の申込書を提出し当行所定の手続きをとるものとします。 (2) 本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
効な取引として扱います。また、この取引の範囲には、予約取引も含みます。 <u>3. 当行からの解約</u> お客さまに次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は本契約を解除することができるものとします。当行がお客さまに対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。 (1) 相続の開始があった場合 (2) 支払停止または破産の申立等があった場合 (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 (4) 住所変更等の届け出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行において、お客さまの所在が不明となった場合 (5) 当行が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合 (6) 当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合 (7) その他、本サービスの利用に際して、適さない行為に及んだ場合 <u>4. 当行からの解約通知</u> (1) 前項のほか、当行の都合により契約を解約する場合は、届け出住所に解約の通知を行います。 (2) 当行が解約の通知を届け出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（重量拒否の場合も含みます）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。	効な取引として扱います。また、この取引の範囲には、予約取引も含みます。 <u>3. ご利用口座（代表口座を含む）の解約</u> <u>代表口座が解約されたとき、本契約は、解約されたものとみなします。</u> <u>4. 当行からの解約</u> お客さまに次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は本契約を解除することができるものとします。当行がお客さまに対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。 (1) 相続の開始があった場合 (2) 支払停止または破産の申立等があった場合 (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合 (4) 住所変更等の届け出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行において、お客さまの所在が不明となった場合 (5) 当行が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合 (6) 当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合 (7) その他、本サービスの利用に際して、適さない行為に及んだ場合 <u>5. 当行からの解約通知</u> (1) 前項のほか、当行の都合により契約を解約する場合は、届け出住所に解約の通知を行います。 (2) 当行が解約の通知を届け出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（重量拒否の場合も含みます）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

<キヨー>データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
第11条 関係規定の適用・準用 1. 関係規定の適用 この規定に定めのない事項については、関係する預金規定等の規定により取り扱います。 2. 振込規定の準用 振込・振替に関しては、この規定に定めのない事項は、振込規定を準用します。 第12条 規定の変更等 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 第13条 準拠法・合意管轄 本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。 第5章一括データ伝送サービス 第14条 一括データ伝送サービスの内容 一括データ伝送サービスとは、お客さまが取引端末通じて、当行に「総合振込」「給与振込」「地方税納付」「口座振替」「ワイドネットサービス」「外国為替取引」等の依頼等各データを伝送するサービスをいいます。 第15条 総合振込 1. 総合振込の内容	第14条 関係規定の適用・準用 1. 関係規定の適用 この規定に定めのない事項については、関係する預金規定等の規定により取り扱います。 2. 振込規定の準用 振込・振替に関しては、この規定に定めのない事項は、振込規定を準用します。 第15条 規定の変更等 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 第16条 準拠法・合意管轄 本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する起訴については、和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。 第5章一括データ伝送サービス 第17条 一括データ伝送サービスの内容 一括データ伝送サービスとは、お客さまが取引端末通じて、当行に「総合振込」「給与振込」「地方税納付」「口座振替」「ワイドネットサービス」「外国為替取引」等の依頼等各データを伝送するサービスをいいます。 第18条 総合振込 1. 総合振込の内容

<キヨー>データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
(1) 当行はお客さまからの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行ホームページに掲載されている当行所定の振込手数料をいただきます。 (2) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。 (3) 振込受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。 (4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。 (5) お客さまの依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落とした口座に入金します。なお、この場合、上記1号の振込手数料は返却いたしません。	(1) 当行はお客さまからの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行ホームページに掲載されている当行所定の振込手数料をいただきます。 (2) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。 (3) 振込受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。 (4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。 (5) お客さまの依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落とした口座に入金します。なお、この場合、上記1号の振込手数料は返却いたしません。 <u>(6) 操作日1日当たりの限度額は、当行所定の限度額内において、お客さまが書面により届け出るものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することがあります。</u>
2. 取引の手続き等 (1) 振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方	2. 取引の手続き等 (1) 振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方

<キヨー>データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
法により手続きします。 (2) 振込指定日は、お客さまの取引端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。 (3) 振込資金は当行所定の時限までに振込資金引落口座に用意してください。残高不足の場合には振込を中止させていただく場合があります。 3. 依頼内容の取消・組戻し (1) 依頼内容の取消 お客さまの依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消できませんのであらかじめご了承ください。 (2) 当行がお客さまから振込を受付けた後、お客さまが当該振込の訂正または組戻しを依頼する場合は支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合、本条第1項の振込手数料および消費税は、返却いたしません。また、組戻しについては、当行ホームページに掲載されている当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。 (3) 当行は、お客さまからの訂正・組戻し等の依頼内容にもとづき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。 (4) 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。	法により手続きします。 (2) 振込指定日は、お客さまの取引端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。 (3) 振込資金は当行所定の時限までに振込資金引落口座に用意してください。残高不足の場合には振込を中止させていただく場合があります。 3. 依頼内容の取消・組戻し (1) 依頼内容の取消 お客さまの依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。 (2) 当行がお客さまから振込を受付けた後、お客さまが当該振込の訂正または組戻しを依頼する場合は支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合、本条第1項の振込手数料および消費税は、返却いたしません。また、組戻しについては、当行ホームページに掲載されている当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。 (3) 当行は、お客さまからの訂正・組戻し等の依頼内容にもとづき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。 (4) 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。

<キヨー>データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
(5) 上記3号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。 (6) その他この振込について、振込不能が発生したときの取り扱い、当行の定める方法によるものとします。	(5) 上記3号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。 (6) その他この振込について、振込不能が発生したときの取り扱い、当行の定める方法によるものとします。
第16条 給与振込 1. 給与振込の内容 (1) 当行はお客さまからの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用したお客さまが支給する給与・賞与・報酬等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法によりお客さまと特約の振込手数料をいただきます。 (2) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。 (3) 振込受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。 (4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。 (5) お客さまの依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不	第19条 給与振込 1. 給与振込の内容 (1) 当行はお客さまからの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用したお客さまが支給する給与・賞与・報酬等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法によりお客さまと特約の振込手数料をいただきます。 (2) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。 (3) 振込受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。 (4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。 (5) お客さまの依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不

<キヨー>データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落した口座に入金します。なお、この場合、上記１号の振込手数料は返却いたしません。 ２．取引の手続き等 （１）振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。 （２）振込指定日は、お客さまの取引端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。 （３）振込資金は当行所定の時限までに振込資金引落口座に用意してください。残高不足の場合には振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取り扱いができない場合があります。 ３．依頼内容の取消・組戻し （１）依頼内容の取消 お客さまの依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消できませんのであらかじめご了承ください。 （２）当行がお客さまから振込を受付けた後、お客さまが当該振込	適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落した口座に入金します。なお、この場合、上記１号の振込手数料は返却いたしません。 <u>（６）操作日１日当たりの限度額は、当行所定の限度額内において、お客さまが書面により届け出るものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することがあります。</u> ２．取引の手続き等 （１）振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。 （２）振込指定日は、お客さまの取引端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。 （３）振込資金は当行所定の時限までに振込資金引落口座に用意してください。残高不足の場合には振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取り扱いができない場合があります。 ３．依頼内容の取消・組戻し （１）依頼内容の取消 お客さまの依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。 （２）当行がお客さまから振込を受付けた後、お客さまが当該振込

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
の訂正または組戻しを依頼する場合は支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合、本条第１項の振込手数料および消費税は、返却いたしません。また、組戻しについては、<u>当行ホームページに掲載されている</u>当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。 (３) 当行は、お客さまからの訂正・組戻し等の依頼内容にもとづき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。 (４) 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。 (５) 上記３号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。 (６) その他<u>当該振込</u>について、振込不能が発生したときの取り扱い、当行の定める方法によるものとします。 <u>第１７条 地方税納付</u> 地方税納付に関する規定は、<u>ファームバンキングの場合は「＜キヨー＞ファームバンキング利用規定（地方税納付サービス）」、紀陽マルチバンキング（伝送-VALUX）の場合は「紀陽マルチバンキング利用規定（地方税納付サービス）」に定めます。</u> <u>第１８条 口座振替</u>	の訂正または組戻しを依頼する場合は支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合、本条第１項の振込手数料および消費税は、返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。 (３) 当行は、お客さまからの訂正・組戻し等の依頼内容にもとづき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。 (４) 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。 (５) 上記３号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。 (６) その他<u>この振込</u>について、振込不能が発生したときの取り扱いは、当行の定める方法によるものとします。 <u>第２０条 地方税納付</u> 地方税納付に関する規定は、「<u>紀陽インターネットＦＢ利用規定（地方税納付サービス）</u>」に定めます。 <u>第２１条 口座振替</u>

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定の新旧対比表

改定後	改定前
口座振替に関する規定は、<u>ファームバンキングの場合は「＜キヨー＞ファームバンキング（データ受付サービス）利用規定」、紀陽マルチバンキング（伝送-VALUX）の場合は「紀陽マルチバンキング利用規定（口座振替）」に定めます。</u> 第19条 ワイドネットサービス ワイドネットサービスに関する規定は、別途、紀陽情報システム株式会社と締結する「預金口座振替による代金回収事務委託契約書」によるものとします。 第20条 外国為替取引 外国為替取引に関する規定は、<u>「外国送金取引規定」「取立手形取扱規定」に定めます。</u> 以上 (2021 年 10 月 1 日)	口座振替に関する規定は、<u>「紀陽インターネットFB利用規定（口座振替）」に定めます。</u> 第22条 ワイドネットサービス ワイドネットサービスに関する規定は、別途、紀陽情報システム株式会社と締結する「預金口座振替による代金回収事務委託契約書」によるものとします。 第23条 外国為替取引 外国為替取引に関する規定は、<u>「紀陽インターネットFB利用規定（外国為替取引サービス）」に定めます。</u> 以上

＜キヨー＞データ伝送サービス利用規定

第 1 章 総則

第 1 条 サービス内容

1. データ伝送サービス（以下、本サービス）とは、ご契約者本人（以下、お客さま）が、パーソナルコンピュータ等の情報機器（以下、取引端末）を通じて、インターネット等により行う「一括データ伝送サービス」を言います。本サービスの利用については、この規定に従います。
2. お客さまは、この規定の内容を十分理解した上で、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第 2 条 利用日・利用時間

本サービスの利用日・利用時間は、当行ホームページに掲載されている当行が定めた利用日・利用時間内とします。ただし、当行は、本サービスの利用日・利用時間をお客さまへ事前に通知することなしに変更することがあります。なお、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、取り扱い時間中であっても、お客さまに予告なく、取り扱いを一時停止または、中止することがあります。

第 3 条 取引指定口座の届け出

お客さまは本サービス利用申込時に、取引指定口座を当行所定の方法により、届け出るものとします。その際、申込書・諸届その他書類に使用された印影を当行に届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、書類につき偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責を負いません。

第 4 条 各種取引に伴う資金および手数料等の引落方法

本サービスに伴う手数料、および各種取引に伴う資金および手数料の引き落としは、当行の各種預金約定・規定等にかかわらず、通帳・各種払戻請求書・キャッシュカード・当座小切手等の提出なしに、当行所定の方法により、自動的に引き落とします。

第 2 章 本人確認および取引

第 5 条 本人確認

1. 本人確認の方法

お客さまが本サービスを利用する場合は、センター確認コード、パスワード、ファイルアクセスキー等（以下、認証情報）を取引端末より当行に送信するものとします。当行は送信された認証情報が、当行に登録されたの認証情報と一致することを確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。

- （１）お客さまの有効な意思による申込であること。
- （２）当行が受信した依頼内容が真正なものであること。

2. 認証情報等の管理

認証情報は、お客さまの責任において厳重に管理してください。生年月日、電話番号、連続番号など他人に類推されやすい番号をパスワードとして使用することをお避けいただくとともに、ハ

ードディスク等への記録、ファイル共有ソフト等の利用等は避けてください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。パスワードを失念、他人に知られたような場合またはその恐れがある場合、偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、すみやかにパスワードの変更を当行所定の書面により届け出てください。当行への届け出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、お客さまがパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取り扱いを中止することができるものとします。

第3章 共通条項

第6条 海外からの利用

海外からのご利用は、その国の法律・通信事情・電話機の使用等に相違があるため、原則、取扱不可とさせていただきます。

第7条 届け出事項の変更等

住所、電話番号、氏名、その他届け出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行はその責を負いません。住所変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。また、氏名の変更があった場合は、必ずすべてのご利用営業店に変更届を提出し、本サービスの変更依頼を届け出てください。届け出がない場合、氏名相違等の理由により本サービスをご利用できないことがあります。この場合もこの届け出の前に生じた損害について、当行はその責を負いません。

第4章 一般条項

第8条 契約期間

この契約の契約期間は、契約日から1年間とし、お客さままたは当行から特に事前の申し出がない限り、契約期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、継続後も同様とします。

第9条 免責事項等

1. 本規定第5条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じたうへは、利用者をお客さまとみなし、パスワード等、および資金の引き落とし口座等に偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行はその責を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (2) 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことによりお客さまの取引情報等が漏洩したとき
 - (3) 当行または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線または、コンピュータ等に障害が生じたとき
 - (4) 郵送上の事故につき、第三者がお客さまの情報を知り得たとき

(5) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

3. 当行が講じる安全対策についての了承

お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、専用電話線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について、了承しているものとみなします。

4. 環境設定の確保

本サービスに使用する取引端末及び通信媒体が正常に稼働する環境については、お客さまの責任において確保してください。当行は、本契約により取引端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、不用意な取引が成立した場合、そのことにより生じた損害について、当行はその責を負いません。

第10条 解約等

1. 解約

本サービスの契約は、当事者一方の都合でいつでも解約できるものとします。

2. お客さまによる解約

(1) お客さまによる解約は、当行に解約の申込書を提出し当行所定の手続きをとるものとします。

(2) 本サービスを解約した場合でも、解約前に行った取引は、有効な取引として扱います。また、この取引の範囲には、予約取引も含まれます。

3. 当行からの解約

お客さまに次の各号の事由が1つでも生じた場合、当行は本契約を解除することができるものとします。当行がお客さまに対して、その旨の通知を発信したときに解約の効力が生じるものとします。

(1) 相続の開始があった場合

(2) 支払停止または破産の申立等があった場合

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(4) 住所変更等の届け出を怠る等お客さまの責に帰すべき事由によって、当行において、お客さまの所在が不明となった場合

(5) 当行が定める一定期間を超えて本サービスの利用がなかった場合

(6) 当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞した場合

(7) その他、本サービスの利用に際して、適さない行為に及んだ場合

4. 当行からの解約通知

(1) 前項のほか、当行の都合により契約を解約する場合は、届け出住所に解約の通知を行います。

(2) 当行が解約の通知を届け出の住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不着（重量拒否の場合も含みます）の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第 11 条 関係規定の適用・準用

1. 関係規定の適用

この規定に定めのない事項については、関係する預金規定等の規定により取り扱います。

2. 振込規定の準用

振込・振替に関しては、この規定に定めのない事項は、振込規定を準用します。

第 12 条 規定の変更等

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 13 条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、和歌山地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 5 章一括データ伝送サービス

第 14 条 一括データ伝送サービスの内容

一括データ伝送サービスとは、お客さまが取引端末通じて、当行に「総合振込」「給与振込」「地方税納付」「口座振替」「ワイドネットサービス」「外国為替取引」等の依頼等各データを伝送するサービスをいいます。

第 15 条 総合振込

1. 総合振込の内容

(1) 当行はお客さまからの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行ホームページに掲載されている当行所定の振込手数料をいただきます。

(2) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。

(3) 振込受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。

(4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。

(5) お客さまの依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落とした口座に入金します。なお、この場合、上記 1 号の振込手数料は返却いたしません。

2. 取引の手続き等

- (1) 振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。
- (2) 振込指定日は、お客さまの取引端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 振込資金は当行所定の時限までに振込資金引落口座に用意してください。残高不足の場合には振込を中止させていただく場合があります。

3. 依頼内容の取消・組戻し

(1) 依頼内容の取消

お客さまの依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消できませんのであらかじめご了承ください。

- (2) 当行がお客さまから振込を受付けた後、お客さまが当該振込の訂正または組戻しを依頼する場合は支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合、本条第1項の振込手数料および消費税は、返却いたしません。また、組戻しについては、当行ホームページに掲載されている当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。
- (3) 当行は、お客さまからの訂正・組戻し等の依頼内容にもとづき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
- (4) 組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。
- (5) 上記3号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。
- (6) その他この振込について、振込不能が発生したときの取り扱いは、当行の定める方法によるものとします。

第16条 給与振込

1. 給与振込の内容

- (1) 当行はお客さまからの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用したお客さまが支給する給与・賞与・報酬等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法によりお客さまと特約の振込手数料をいただきます。
- (2) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。
- (3) 振込受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。
- (4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (5) お客さまの依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内

に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引き落した口座に入金します。なお、この場合、上記１号の振込手数料は返却いたしません。

２．取引の手続き等

- （１）振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。
- （２）振込指定日は、お客さまの取引端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取り扱いが受けられるものとします。なお、当行はお客さまに事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- （３）振込資金は当行所定の時限までに振込資金引落口座に用意してください。残高不足の場合には振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取り扱いができない場合があります。

３．依頼内容の取消・組戻し

- （１）依頼内容の取消
お客さまの依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消できませんのであらかじめご了承ください。
- （２）当行がお客さまから振込を受付けた後、お客さまが当該振込の訂正または組戻しを依頼する場合は支払指定口座のある当行本支店にて、当行所定の手続きにより取り扱います。この場合、本条第１項の振込手数料および消費税は、返却いたしません。また、組戻しについては、当行ホームページに掲載されている当行所定の組戻し手数料および消費税をいただきます。
- （３）当行は、お客さまからの訂正・組戻し等の依頼内容にもとづき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。
- （４）組戻しにより振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金いたします。
- （５）上記３号の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議をしてください。なお、この場合の組戻し手数料および消費税は、返却いたしません。
- （６）その他当該振込について、振込不能が発生したときの取り扱いは、当行の定める方法によるものとします。

第１７条 地方税納付

地方税納付に関する規定は、ファームバンキングの場合は「＜キヨー＞ファームバンキング利用規定（地方税納付サービス）」、紀陽マルチバンキング（伝送-VALUX）の場合は「紀陽マルチバンキング利用規定（地方税納付サービス）」に定めます。

第１８条 口座振替

口座振替に関する規定は、ファームバンキングの場合は「＜キヨー＞ファームバンキング（データ受付サービス）利用規定」、紀陽マルチバンキング（伝送-VALUX）の場合は「紀陽マルチバンキング利

用規定（口座振替）」に定めます。

第 19 条 ワイドネットサービス

ワイドネットサービスに関する規定は、別途、紀陽情報システム株式会社と締結する「預金口座振替による代金回収事務委託契約書」によるものとします。

第 20 条 外国為替取引

外国為替取引に関する規定は、「外国送金取引規定」「取立手形取扱規定」に定めます。

以上

(2021 年 10 月 1 日)